



2025 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 日本紙パルプ商事株式会社  
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員  
渡 辺 昭 彦  
(コード番号8032 東証プライム)  
問合せ先 執行役員 管理本部 本部長  
藤 井 賢一郎  
TEL : 03-3534-8522

## 従業員持株会向け業績条件型譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員に対して J P 従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）を通じて業績条件型譲渡制限付株式（譲渡制限を付した当社の普通株式。以下、「本譲渡制限付株式」といいます。）を付与するインセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の従業員に対して、本持株会を通じて当社が発行又は処分する本譲渡制限付株式の取得機会を提供することによって、当社の従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを当社の従業員に与えることで、当社の業績に対するコミットメントを持たせることを目的として導入するものです。

#### 2. 本制度の概要

##### (1) 割当対象者

本制度の対象となるのは、本持株会に加入資格のある当社の従業員のうち、当社が別途定める期限までに本持株会の会員となる者であって、本譲渡制限付株式のための当社の普通株式を発行又は処分を決定する時点において、付与を希望することその他当社が別途定める条件に同意する旨の意思表示をした者（以下、「対象従業員」といいます。）を予定しております。

##### (2) 金銭報酬債権の支給及び現物出資

本制度においては、対象従業員に対して、当社から本譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）が支給されます。対象従業員が本金銭報酬債権を本持株会に対して臨時拠出し、本持株会が対象従業員から臨時拠出された本金銭報酬債権を取りまとめ当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて本譲渡制限付株式としての当社の普通株式の付与を受けることとなります。なお、本金銭報酬債権を支給することにより対象従業員の賃金が減額されることはありません。

##### (3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度により、対象従業員に対して付与される本譲渡制限付株式の 1 株当たりの払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、その募集事項を決定する当社の取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象従業員に特に有利な金額とされない範囲において当社の取締役会において決定いたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、対象従業員が上記の臨時拠出及び現物出資に同意すること及び当社と本持株会との間で以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします。

- ① 対象従業員は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式の全部又は一部を無償で取得すること。
- ③ 譲渡制限の解除条件の内容等、本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとする。

今後、当社の取締役会において本制度に係る具体的な内容を決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以 上